

成田市成井地先における森林法の違反行為について

令和3年11月1日
千葉県農林水産部森林課
電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

成田市成井地先の森林及び森林以外の土地において、無許可で土砂等の搬入による形質変更が行われたため、県では、森林法（以下、「法」という。）第10条の2第1項の規定に違反する無許可開発として、行為の中止勧告及び復旧の指導を行っていた。

しかし、行為者はこれに従わなかったため、県は、法第10条の3の規定による復旧命令を発出した。

1 命令を受けた者

住所：栃木県大田原市南金丸1640番地18 クラベールA101

氏名：渡部建材 渡部 邦雪

2 命令に係る林地開発区域の所在場所

成田市成井字寺ノ下向895番259 ほか

3 法第10条の3の規定による復旧命令をした日

令和3年10月21日